

行方市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

行方市長 高 須 敏 美

行方市規則第6号

行方市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

行方市保育の利用に関する規則(平成29年行方市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保育所等入所承諾通知書(様式第1号)」を「施設利用承諾通知書」に改め、同条第2項中「保育所等利用調整結果(入所保留)通知書(様式第2号)」を「施設利用保留通知書」に改め、同条第3項中「保育児童台帳(様式第3号)」を「児童台帳」に改める。

第4条中「保育所等退所届(様式第4号)」を「保育所退所届」に改める。

第5条第2項中「保育利用解除通知書(様式第5号)」を「保育実施解除通知書」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(様式)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。